

伊丹市営斎場大規模改修工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて

伊丹市営斎場大規模改修工事の契約金額を変更するため、下記のとおり請負契約の一部を変更する契約を締結する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年伊丹市条例第12号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

令和3年6月30日締結した伊丹市営斎場大規模改修工事の請負契約中「契約金額 金175,978,000円」を「契約金額 金184,965,000円」に改める。

令和4年6月7日提出

伊丹市長 藤原 保幸

(参 考)

1 工事の名称及び位置

名称 令和3年度伊丹市営斎場大規模改修工事

位置 伊丹市船原2丁目4番20号

2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の  
2第1項第2号の規定による随意契約

3 契約金額

金184,965,000円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金16,815,  
000円）

4 契約の相手方

住 所 伊丹市森本2丁目52番地の6

名 称 株式会社金山組

代表者 代表取締役 金山 一

5 工事変更の概要

火葬炉用オイルタンク周辺の改修工事の追加